資　　料 第 167 回 神 戸 市 環境影響評価審査会	No. 1

（仮称）神戸道場町太陽光発電所建設事業に係る環境影響評価事前配慮書手続について

平成29年11月

神戸市環境局

（仮称）神戸道場町太陽光発電所建設事業に係る環境影響評価事前配慮書手続について

1　事業の概要

(1) 事業者：熊本鉄構株式会社

(2) 位　置：神戸市北区道場町生野字ロクゴ、塩田字東山上、平田字片山

(3) 種　類：太陽光発電所の建設

(4) 規　模：自然地の改変面積約19ha（事業実施区域面積約41ha、発電出力約12MW）

(5) 事業区分：市アセス条例に基づく第２類事業（要件：自然地の改変面積５ha 以上 20ha 未満）

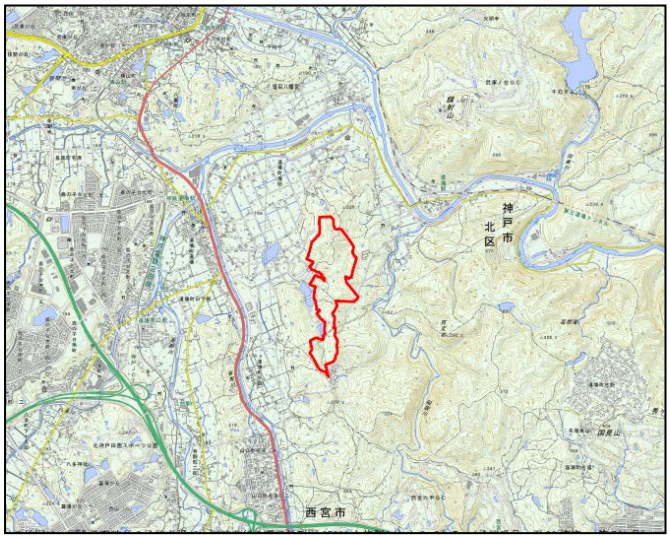

□：事業実施区域

2　事前配慮書手続の進捗状況

	事業者	神戸市
事前配慮書の提出・受理	平成 29 年 11 月 10 日	平成 29 年 11 月 10 日
事前配慮書の縦覧及び意見募集		平成 29 年 11 月 21 日～平成 30 年１月４日（45 日間）
住民説明会の開催	平成 29 年 12 月９日（土） 平成 29 年 12 月 10 日（日） （於：道場連絡所）	
環境影響評価審査会		平成 29 年 11 月～平成 30 年２月の間で２～３回開催する
市長意見書の作成期限		平成 30 年２月７日 （事前配慮書受理日から 90 日以内）

＜参考：事前配慮書手続について＞

事業者が事業計画の立案段階において、既存文献調査等により事業実施想定区域内の環境を把握し、重視すべき環境要素（大気質、水質等）に関する複数案ごとの予測・評価、比較検討を行うことによって、重大な環境影響の回避・低減を図るもの。
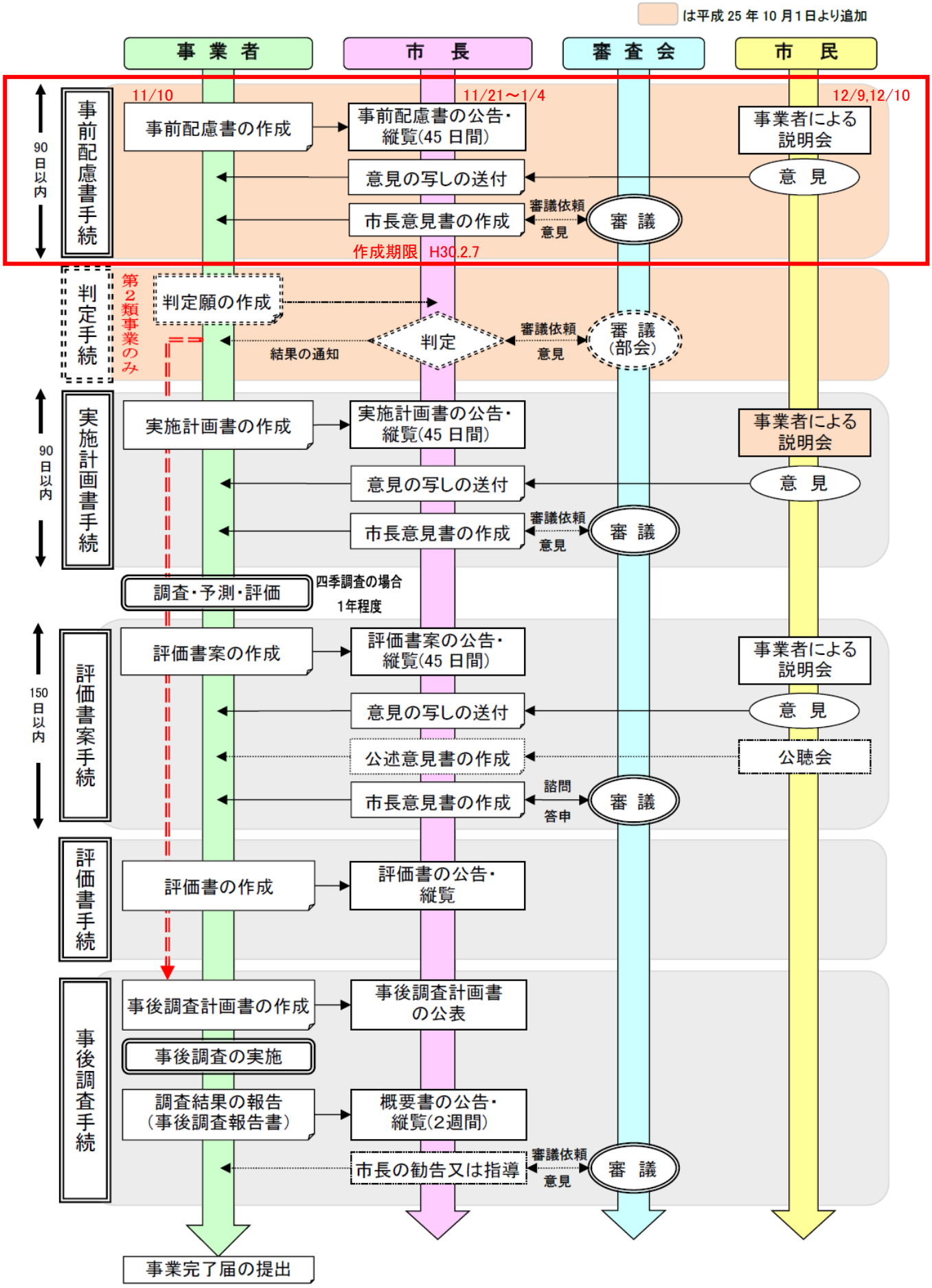
環境影響評価手続の流れ　概要